狭山市告示第251号

公　　示　　送　　達　　書

令和8年11月18日

下記の書類は、当市役所総務部収税課に保管してありますので、出頭のうえ受領して下さい。

地方税法第20条の2第1項の規定により公示します。

狭山市長　小谷野　　剛

書類の送達を受けるべき者	氏　　名	笹　高行
送　達　す　る　書　類　名		差押調書(謄本)

（注意）

地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。